

第4章

災害時の学校園の役割

1. 大阪市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議※が作成する計画であり、本市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

※「大阪市防災会議」

市長を会長として、基本法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、市域の防災に関する重要事項等について、市長の諮問に応じて調査、審議並びに意見を述べる。また、男女共同参画その他の多様な視点から女性委員の役割を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

「大阪市地域防災計画」より、主に学校園に関連のある部分を抜粋し、以下にまとめました。なお、**白抜き**は大阪市地域防災計画のページを記載しました。

◆ 共通編 [本編] P38 - 44

第2部 組織計画 第1節 組織体制

市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織体制を整備する。

1-1 災害対策本部

(1) 設置者、設置場所、設置基準

市長は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内（機能上適さないと市長が判断した場合、又は市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合においては、阿倍野防災拠点）に設置する。

区長は市本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。なお、市本部設置の際以外で設置した場合は市長に報告すること。

市本部の地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき^(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報^(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき

(注1) 府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。

(注2) 第4節4-2「表 警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル3以上の情報

(3) 分掌事務

ア 私本部

市本部の各部の長となる者及び分掌事務は以下のとおりである。

なお、各部の災害時の組織及び対応計画は、各部で作成する防災組織計画で定める。

名称 (部長)	部に属する 部局	分掌事務
教育部 (教育長)	教育委員会 事務局	<input type="checkbox"/> 児童生徒の避難誘導及び受入に関すること <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握に関すること <input type="checkbox"/> 被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること <input type="checkbox"/> 学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること <input type="checkbox"/> 避難所開設及び運営への協力に関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関すること
こども青 少年部 (こども 青少年局 長)	こども 青少年局	<input type="checkbox"/> 青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関するこ と <input type="checkbox"/> 上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること <input type="checkbox"/> 上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること <input type="checkbox"/> 被災児童の保護に関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関すること

イ 区本部

区本部の各班の分掌事務は以下のとおりである。

教 育 班	1 学校園等との連絡調整に関すること
-------	--------------------

◆ 対策編 [本編] P1 - 6

第1部 予防対策計画 第1章 防災教育・訓練 第1節 防災知識の普及・防災教育

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。

(中略)

各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

1-2 市民等に対する防災知識の普及啓発

(2) 普及啓発の方法

ア 体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及

災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。

イ 講演会、説明会等による防災知識の普及

防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。

ウ 印刷物による防災知識の普及

(イ) 市民防災マニュアル・水害ハザードマップの利活用

市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」※を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。

※「水害ハザードマップ」

地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者から示された浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの

1-3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。

(1) 学校園等における安全教育

「大阪市では、26(2014)年10月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27(2015)年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」(災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能)、「レジリエンス(resilience)」(どんなに苦境にあっても立ち上がる力)、「共感」(人と人がつながろうとする意志)という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」(平成29年3月 大阪市教育振興基本計画)という立場で実施する。

ア 学校園等での安全教育

各校園及び保育所等においては、各教科・道徳(小・中)・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動(ホームルーム活動)や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。

(ア) 安全学習

災害発生時に適切に対処できる知識や技能(気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験)の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。

(イ) 安全指導

児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、

計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。

(ウ) 体験学習

児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。

イ 学校園等への防災・減災指導

校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。

(ア) 災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施

(イ) 小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発

(2) 幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成

幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。

ア 小学校3年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。

イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。

(3) 「防災・減災指導の手引き」の作成・配付

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。

(4) 教職員等に対する防災教育の実施

教育委員会事務局、こども青少年局は、校園（所）長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。

災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。

教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

◆ 対策編【本編】P8

第1部 予防対策計画 第1章 防災教育・訓練 第2節 防災訓練の実施

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。（中略）

各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防

災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。

◆ 対策編 [本編] P18 - P19

第1部 予防対策計画 第2章 災害活動体制の整備 第6節 通信の整備

6-1 有線通信

(3) 市立学校ネットワークの活用

危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。

6-2 無線通信

(2) 同報系無線の活用

災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。

また、国から「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。

※「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

◆ 対策編 [本編] P21

第1部 予防対策計画 第2章 災害活動体制の整備

第7節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害発生後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設が十分に機能することが必要である。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図っておく。

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、各防災活動拠点とその基本的役割、及び各々の施設を以下のように位置付けている。

拠点分類	基本的役割	主な施設等
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所 (小学校、中学校、公園等)

◆ 対策編 [本編] P24

第1部 予防対策計画 第3章 避難・安全確保 第8節 避難対策

8-1 津波からの避難対策

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

◆ 対策編 [本編] P29-30

第1部 予防対策計画 第3章 避難・安全確保 第9節 避難施設

9-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。

整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

加えて、災害時避難所は、在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で避難生活を行う避難者の支援のための拠点となることから、必要な物資の備蓄のほか、支援方策を検討するよう努めるものとする。

(1) 避難所の指定

イ 指定する施設

(イ) 地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。

(2) 災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。

災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア 災害時避難所の要件

(ア) 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき1人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可

能人数が50人未満の施設も可能とする。

(イ) 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき1人として受入可能人数を算出するものとする。

- ・普通教室 有効率 70%
- ・廊下 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

(ウ) 感染症蔓延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

(エ) 確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ 災害時避難所の整備方針

(ア) 安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

(イ) 防災機能の充実

教育委員会事務局は、大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

(ウ) 環境整備

避難所指定されている施設を所有する部局は、避難生活の環境を良好に保つために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、換気、照明、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図り、併せて、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じ災害時避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

さらに、災害時避難所における良好な生活環境を確保するため、男女及び多様な性等の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、教育委員会事務局は大阪市立小・中学校、義務教育学校の施設について、必要に応じて環境整備に協力する。

◆ 対策編 [本編] P36 【すべてを抜粋】

第1部 予防対策計画 第3章 避難・安全確保 第11節 学校園等の避難対策

学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

11-1 学校園等の災害発生時の対策

学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、小学校就学前の子どものための安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・

認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。

(1) 授業時間中の対応

ア 教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

イ 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2) 授業時間外の対応

ア 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。

イ 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

◆ 対策編 [本編] P67

第1部 予防対策計画 第7章 市街地の防災性向上対策 第28節 民間建築物の防災性向上対策

28-1 耐震化の促進に向けた取り組み

(4) 耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要緊急安全確認大規模建築物」

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。

◆ 対策編 [本編] P73

第1部 予防対策計画 第8章 協働・協力体制 第30節 市民等による防災活動

災害による被害を防止し、軽減するため、市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行う防災活動体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の中核として活動する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

30-1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の構成

自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。

(2) 自主防災組織の活動

平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。

災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。

◆ 対策編 [本編] P78

第1部 予防対策計画 第10章 衛生・廃棄物等対策 第33節 衛生保持の対策

33-1 生活雑用水確保のための対策

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。

必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。

(2) プールの水の利用

区役所は、必要に応じ、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育委員会と調整しておく。

◆ 対策編 [本編] P98

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第1章 災害活動体制の確保

第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施

3-5 緊急広報の実施方法

(2) 同報無線による広報

危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。

◆ 対策編 [本編] P102

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第1章 災害活動体制の確保 第5節 防災活動拠点の確保

5-1 防災活動拠点の確保

災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。

拠点分類	基本的役割	主な施設等
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）

◆ 対策編 [本編] P110-P122

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第2章 避難・安全確保 第8節 避難対策

8-2 避難情報

(3) 洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画

ア 避難の基本方針

(イ) 自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区

域外) や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所(小中学校など)の非浸水階に避難する。

(4) 高潮発生時に関する避難計画

ア 避難の基本方針

(イ) 自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側(浸水想定区域外) や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所(小中学校など)の非浸水階に避難する。

8-3 避難の誘導・移送

(2) 避難の誘導

イ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

8-4 津波からの避難

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。

学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめてある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。

◆ 対策編 [本編] P128 【すべてを抜粋】

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第2章 避難・安全確保 第11節 学校園等における避難

11-1 学校園等の災害発生時の対策

(1) 授業時間中の対応

ア 教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒(以下「児童等」という)の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

イ 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2) 授業時間外の対応

ア 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。

イ 教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

◆ 対策編 [本編] P174

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第8章 物資の確保と供給体制 第31節 物資の確保と供給

31-3 食料の確保及び供給

(2) 食料供給の方針

ウ 食料供給の実施方法

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

◆ 対策編 [本編] P176

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第9章 衛生・廃棄物等対策 第32節 防疫・保健衛生活動

32-4 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。

(2) プールの水の利用

区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用を図られるよう、教育部と調整する。

◆ 対策編 [本編] P181

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第13章 住宅 第39節 住宅の確保

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。

また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

◆ 対策編 [本編] P193-P194 【すべてを抜粋】

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第14章 応急教育 第41節 応急教育

41-1 応急教育の実施

(1) 校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。

ア 校園施設が使用できない場合は、仮設教室(プレハブ)を建設する等代替施設の確保に努める。

イ 屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。

(2) この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。

- (3) 災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。

41-2 教材の調達及び配給対策

- (1) 校園長は、児童等の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。
- (2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。
また、災害救助法が適用された場合は、被災児童等に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

41-3 児童・生徒の健康管理

教育部及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

41-4 学校給食対策

学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、教育部及び学校長は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。
- (2) 災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。
そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部宛報告すること。

41-5 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

- (1) 条約定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。
- (2) 他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。
- (3) 非常勤講師の配置を行う。
- (4) 上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。

41-6 災害時避難所として開設された場合の措置

(1) 避難所の管理運営

ア 教育施設が避難所等として開設された場合は、避難者受入業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。

イ 教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

(2) 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。

また、児童等の転校手続き等の弾力的運用を図る。

◆ 対策編 [本編] P205-P208

第2部 応急・復旧・復興対策計画 第19章 災害復旧計画 第47節 災害復旧対策

47-1 公共施設の災害復旧対策

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、次の事業について必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

(11) 学校教育施設災害復旧事業

47-2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかにを行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

(1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第3条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
公共学校施設災害復旧事業	第3条
その他の財政援助及び助成	
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条

◆ 対策編 [本編] P219-225

付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策

第12節 応急対策

12-1 本市における応急対策

警戒宣言時において、本市のなすべき応急措置は、次のとおりとする。

(2) 各部、各区本部の応急対策

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
教育部 (教育委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安全保護に関すること ○所管施設の応急対策に関すること 	<p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う ○通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施し、臨時休業とする (発令中は休業とする) ○校外活動は即時帰校を原則としながら、児童等の安全を最優先とする対応を行い、以降は在校時と同様の措置をとる ○備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する ○薬品は保管庫等に保管する <p><中央図書館等市民利用施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる

◆ 対策編 [本編] P234

付属 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

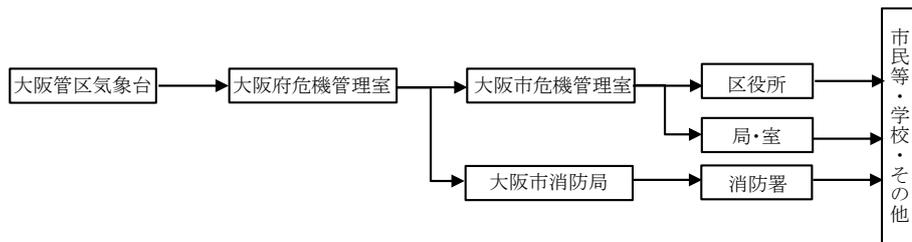
第2節 対応方針

2-3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の措置

本市においては、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。

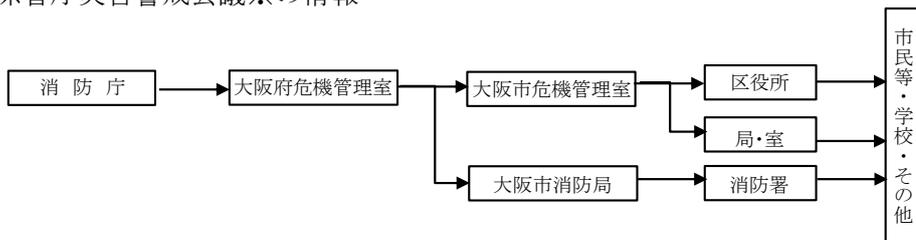
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達情報及び伝達系統

ア 南海トラフ地震臨時情報注)



注) 南海トラフ地震臨時情報は、必要に応じて市民等に情報発信を行う。

イ 関係省庁災害警戒会議※の情報



※ 関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取り組みを確認するとともに、内閣府は国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。

- 大阪市地域防災計画 <共通編・対策編>【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>
- 大阪市地域防災計画<資料編>【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>
- 「区地域防災計画」の作成を進めています【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000215356.html>

2. 「警備及び防災計画」について

- 大阪市立学校管理規則（抜粋）

昭和35年5月30日
(教)規則第7号

大阪市立学校管理規則を次のように制定する。

大阪市立学校管理規則

(警備及び防災計画)

第10条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

- 学校管理規則施行細目（抜粋）

昭和35年5月30日
(教育長)達第1号

大阪市立学校管理規則(昭和35年大阪市教育委員会規則第7号)第15条の規定に基づき、大阪市立学校管理規則施行細目を次のように定め、昭和35年5月30日から実施する。

大阪市立学校管理規則施行細目

5 警備及び防災計画について

警備及び防災の計画には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

(規則第10条)

- ア 非常変災に処する避難訓練の実施
- イ 電気配線及び火災報知機の定期検査並びにその他の火気施設の点検
- ウ 施設及び設備の保全のための責任者の確立
- エ 連絡方法
- オ 校舎内外の巡視経路

3. 学校保健安全法（抜粋）

（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）最終改正：平成二七年六月二四日法律第四六号

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

4. 非常変災時等の措置について

事務連絡

令和7年4月11日

各 校 園 長 様

初等・中学校教育担当課長

非常変災時等の措置について（通知）

標題について、次の点にご留意いただき、幼児・児童・生徒の身体の安全、文教施設の保全等に万全を期していただきますようお願いします。

記

1 この通知の位置付け

この通知は、大阪市地域防災計画〈共通編・対策編〉及び同〈資料編〉に定める、校園長が下校・降園措置又は臨時休業措置の判断を行うときに従うべき「非常変災時の措置基準」、「災害発生時における幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しに関するルール」その他の必要な事項を示すものである。

したがって、原則はこの通知によるものとするが、大阪市災害対策本部が設置されたときに、災害対策本部長である市長から災害対策基本法第23条の2第6項による指示があった場合及び教育委員会から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

2 臨時休業措置の措置基準及び対応

(1) 臨時休業措置の措置基準

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、校園長は学校園を臨時休業措置とすること。

午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、校園長は臨時休業措置とすること。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）（以下、「警戒レベル3」という。）」、「警戒レベル4（全員避難）（以下、「警戒レベル4」という。）」の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

ただし、上記ア～ウにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校園時の安全が確保できない事態の発生その他学校園周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により始業時刻を遅らせる、又は近隣の学校園と連携したうえで臨時休業措置とすることができる。

(2) 臨時休業措置としたときの対応

ア 午前7時を過ぎて始業時刻までに臨時休業措置とした場合又は上記ただし書きにより臨時休業措置の判断を行った場合には、校園長は、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームペ

ージへの掲載等の手段により、教職員をして幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の保護者等に臨時休業措置とした旨を連絡するとともに、保護者等に児童等の状況を確認すること。併せて、指導部の各担当（幼稚園にあっては初等・中学校教育グループ。小中学校及び義務教育学校にあっては各教育ブロックグループ）宛てに、臨時休業措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。

イ 臨時休業措置にも関わらず登校園した児童等がいる場合には、校園長は児童等の安全確保に努めること。特に、校園の所在地が警戒レベル4の対象区域となった場合には、児童等を下校・降園させず、建物（校園外の建物を含む。）の3階以上に避難させるなど、適切に対応すること。

ウ 登校園した児童等については、校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。

- ・ 幼稚園にあっては、教職員をして当該幼児を保護者等とともに降園させること。
- ・ 小中学校及び義務教育学校にあっては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校及び義務教育学校（前期課程）にあっては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校及び義務教育学校（後期課程）にあっては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。

エ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあたっては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。

オ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。

3 下校・降園措置の措置基準及び対応

(1) 下校・降園措置の措置基準

校園の始業時刻以後に、臨時休業措置の措置基準に該当する災害等が発生した場合には、校時変更を行い、児童等を下校・降園させること。ただし、下校・降園開始時刻については校園長の判断とするが、次の(2)エ記載のとおり、当該児童等の自宅周辺や通学路の安全の確認ができない場合には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させずに、校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。

なお、当該日は、授業日又は保育日とすること。

(2) 下校・降園措置としたときの対応

ア 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。

イ 校園長は、教職員をして通学路・居住地区の危険性の情報収集を行ったうえで、下校・降園開始時刻を決定すること。

ウ 校園長は、下校・降園措置の判断及び下校・降園開始時刻の決定を行ったときは、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園措置とした旨、下校・降園開始時刻（幼稚園にあっては、園外に避難した場合には、その場所）及び引き渡しの具体的な方法を連絡すること。併せて、指導部の各担当宛てに、校時変更措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。

エ 校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。

- ・幼稚園にあっては、園又は避難場所まで迎えに来てもらうよう依頼し、直接保護者等に引き渡しを行うこと。

- ・小中学校及び義務教育学校にあっては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校及び義務教育学校（前期課程）にあっては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校及び義務教育学校（後期課程）にあっては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。

オ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあたっては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。

カ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。

※平野川・平野川分水路流域（第2寝屋川の南側）、東除川流域については、「警戒レベル3」発令以降、河川氾濫までが10～20分と、他の河川より想定時間が短くなっている。そのため、教育委員会からの事前伝達が入り次第、小中学校及び義務教育学校は児童・生徒を学校待機とし、幼稚園は園近くの3階以上の避難場所に幼児を避難させること。

4 災害発生が児童等の下校・降園中である場合の対応

(1) 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして、在校・在園している児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。

(2) 校園長は、災害発生後、速やかに、メール配信、電話連絡等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園した児童等の状況を確認すること。なお、確認できない児童等については、保護者等、関係諸機関等との連携のもと安否を確認するなど、状況に応じた適切な対応に努めること。

5 教育施設の保全

(1) 校園長は、災害が発生した場合には、児童等の安全を確保した後に、教職員をして目視により教育施設の物的被害を把握し、7（2）に示す要領により教育委員会に報告すること。

- (2) 校園長は、被害が確認された箇所については、立入禁止など、被害を最小限にとどめるための措置を直ちに講ずること。
- (3) 校園長は、把握した被害により、翌日以降の教育活動の実施が困難であるかどうかを判断すること。そのうえで、臨時休業措置や校時変更措置をとることとした場合には、2(2)に示す要領により、速やかに保護者等への連絡その他の措置を講ずること。

6 学校給食

- (1) 校長は、教育施設の物的状況の把握に際し、給食施設の被害状況も併せて点検すること。
- (2) 校長は、給食施設の被害状況、給食調理員又は委託業者の従業員の出勤状況、食材の配達状況、下校開始時刻を考慮し、給食（簡易給食を含む。）の実施を判断すること。ただし、下校開始時刻を昼以降とする場合には、できうる限り給食を実施するよう配慮すること。
なお、親子方式で給食を実施している学校（子校）にあつては、校長は、親校と連携し、親校での給食調理の可否、副食の配送の可否、主食及び牛乳の配達状況、配膳員の出勤状況を考慮し、給食の実施を判断すること。
- (3) その他詳細については、別途保健体育担当給食グループからの通知を参照すること。

7 教育委員会との連絡

(1) 連絡手段

非常変災時における学校園・教育委員会間の連絡手段は、原則として勤務時間内においてはSKIPポータル、勤務時間外及び休日においては大阪市防災情報アプリのメール等配信により行うことを予定しているので、それぞれのメール等の受信を常時把握できるよう十分留意すること。

(2) 被害状況等の報告

校園長は、児童等及び来校（園）者の状況、教職員の状況、教育施設の物的被害状況、臨時休業・校時変更・下校・降園の措置、給食の実施、避難所の開設について、別途指導部から送付するSKIP「文書連絡」機能により、指導部各校種担当宛てに報告すること。

また、教育施設・設備に被害があつた場合は、その詳細がわかるよう写真をSKIPポータルの個人連絡により併せて送付すること。

なお、SKIP「文書連絡」機能によりがたい場合は、別紙「学校園関係被害状況報告書」により、指導部各担当宛てに報告すること。

8 避難所として開設された場合の措置

学校園が災害時避難所として開設されることとなつた場合には、校園長は、在校（園）時にあつては、避難所主任の到着前において、大規模災害時初期対応マニュアルに基づき、市民等への緊急的な対応を含む避難所の管理にあたりるとともに、教職員をして避難所の運営に協力させること。

また、教職員の不在時においては避難所主任又は自主防災組織が災害時避難所を開設することとなっていることから、あらかじめ大規模災害時初期対応マニュアルを共有するとともに、緊急連絡体制を構築するなど、円滑な開設に向けた準備をしておくこと。

9 その他

- (1) 災害発生時における児童等の安全確保、教育施設の保全等にかかわつては、この通知の外

に、大阪市地域防災計画<共通編・対策編>及び同<資料編>の内容、災害対策基本法第23条の2の規定をあらかじめ参照しておくこと。

また、各校園で定めた「警備及び防災計画」等は、策定時、防災訓練等の機会に教職員に周知するとともに、災害等による電源喪失に備えて、校園内で紙媒体でも保管し、保管場所について全教職員で共通理解を図るなど、災害発生時に円滑かつ適切な対応がとれるよう万全を期すこと。

- (2) 児童等に対し、登下校、登降園中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、発達段階を考慮し事前に指導しておくこと。雷雲が接近した時についても安全確保について指導しておくこと。

また、下校・降園時に落雷の危険性がある時には、校（園）舎内に留めておく、保護者に連絡する等安全確保に努めること。

- (3) 保護者等に対し、臨時休業措置及び下校・降園措置の措置基準並びに児童等の保護者等への引渡しに関するルールをあらかじめ周知しておくとともに、緊急連絡先としてメールアドレスや欠席連絡等アプリの登録を要請するなど、迅速かつ円滑に連絡するための手段をできるかぎり確保しておくこと。

- (4) SKIP ポータルに河川別の対象区域を掲載しているので、確認しておくこと。

※ SKIP ポータル「連絡・書庫→書庫→閲覧→Bee ネットポータルライブラリ情報→

03. 規定・資料等→09. その他→230 防災関係→010 非常変災時等の措置について(通知)」

※ SKIP ポータル「連絡・書庫→書庫→閲覧→教育委員会→指導部→初等・中学校教育担当→防災・減災関連→河川洪水等避難について」

10 問合せ先

- (1) 避難所の開設等に関すること

各区役所

- (2) 幼稚園

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ

電話06-6208-8166

初等・中学校教育グループ

電話06-6208-8173

- (3) 小学校・中学校・義務教育学校

第1教育ブロックグループ

電話06-6208-9187

第2教育ブロックグループ

電話06-6208-9152

第3教育ブロックグループ

電話06-6208-9036

第4教育ブロックグループ

電話06-6208-9176

- (4) 教育施設の保全に関すること

総務部施設整備課 設備グループ

電話06-6208-9153

保全グループ

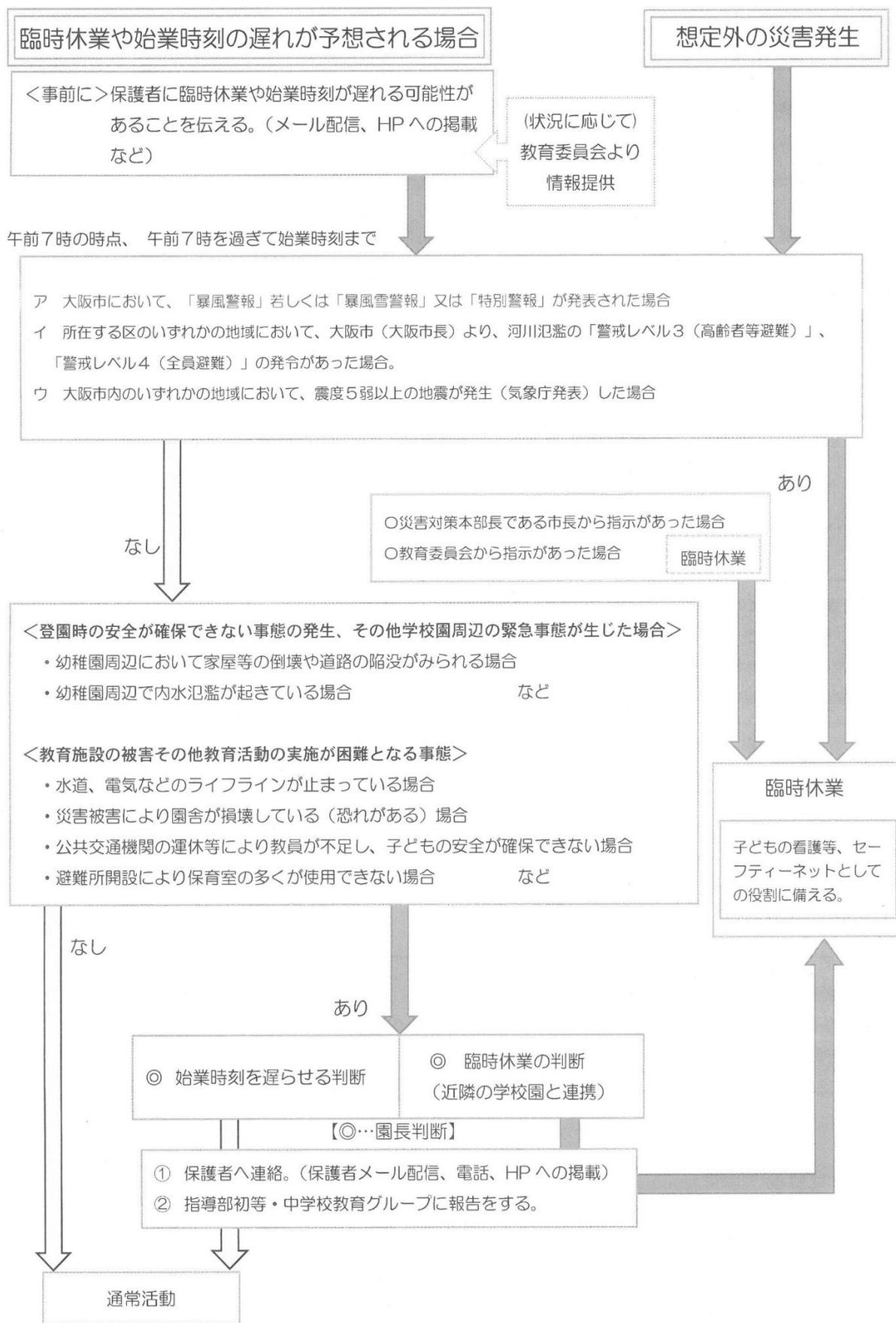
電話06-6208-9095

- (5) 学校給食に関すること

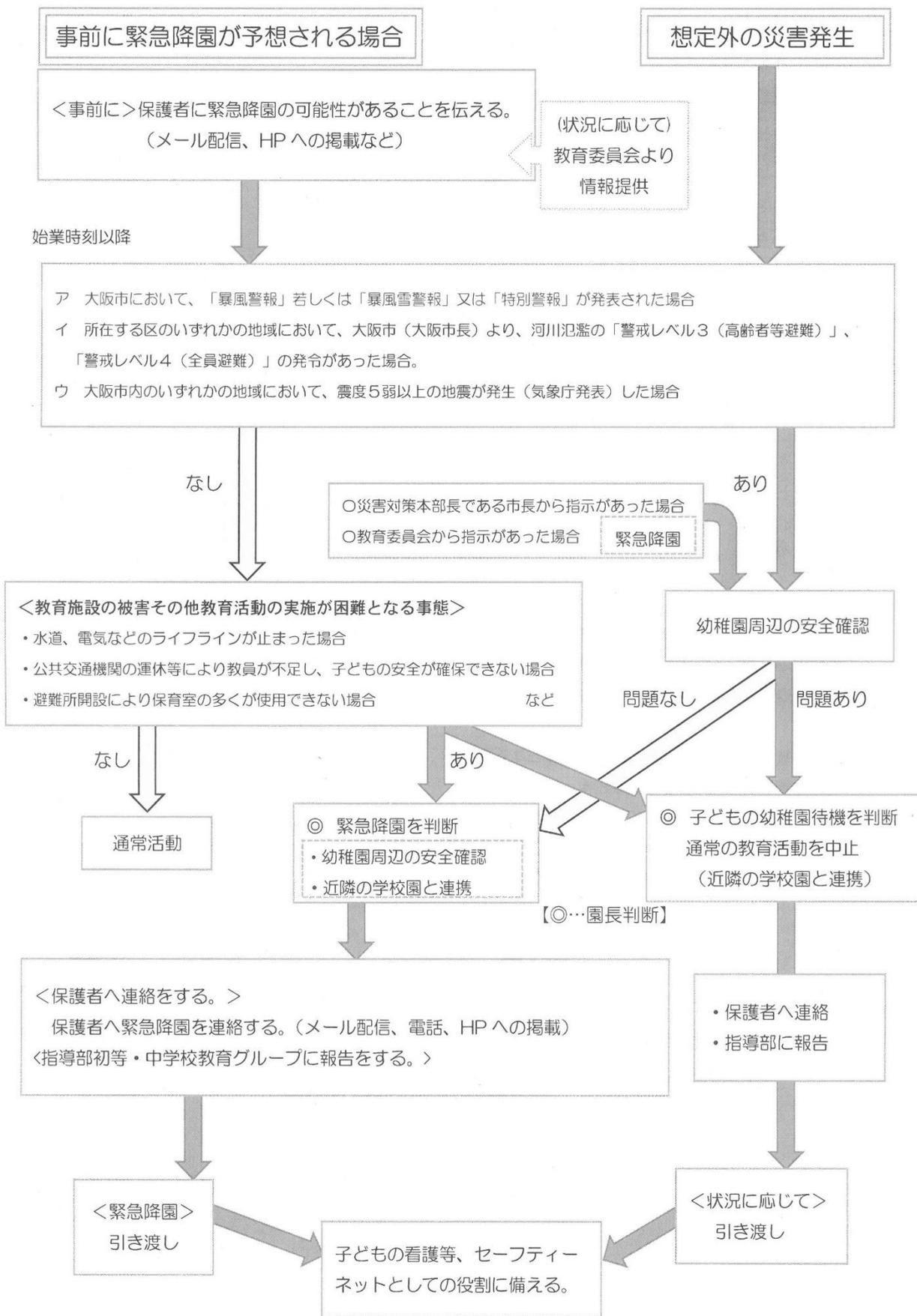
保健体育担当給食グループ

電話06-6208-9143

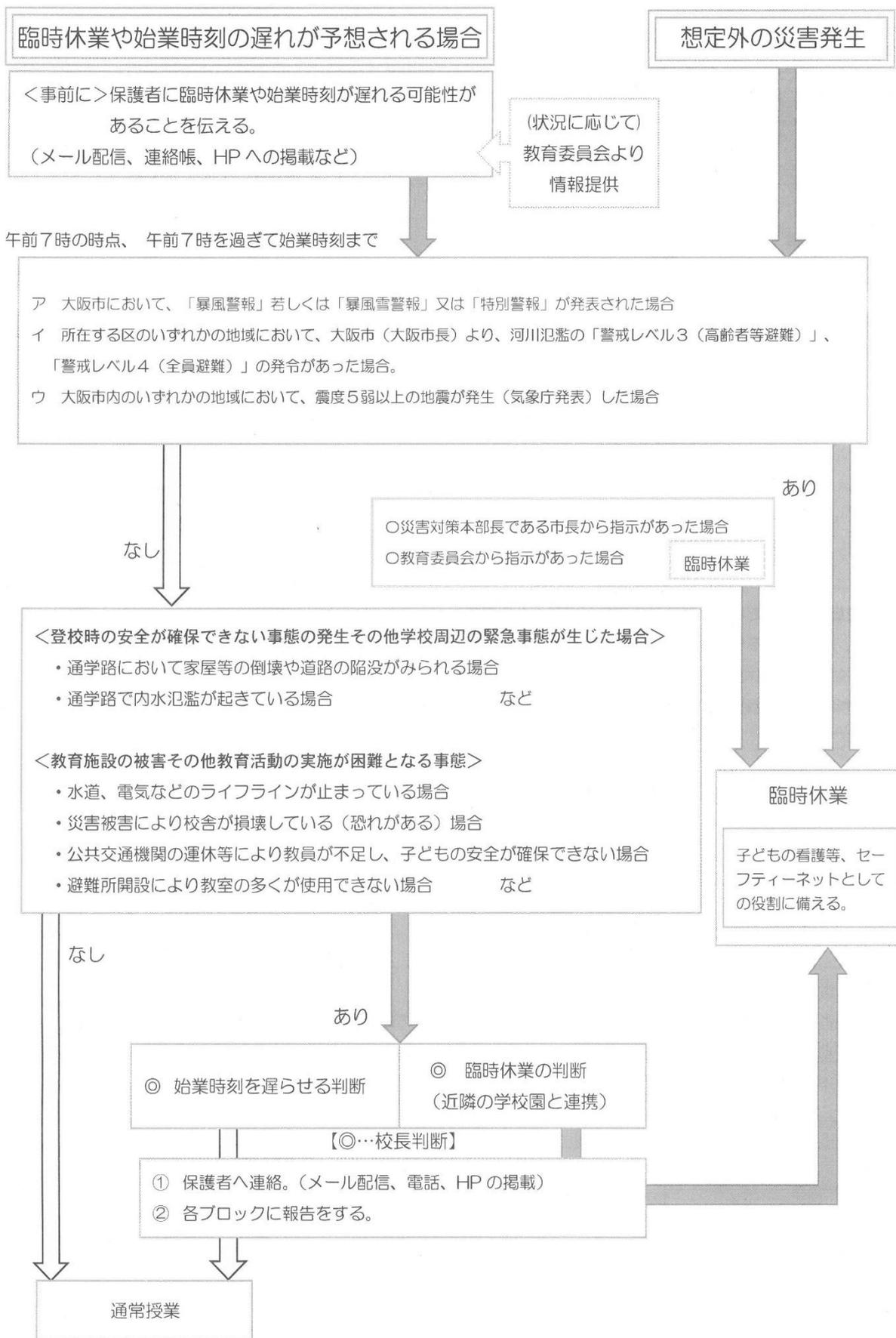
「非常変災時の措置フローチャート」(幼稚園)



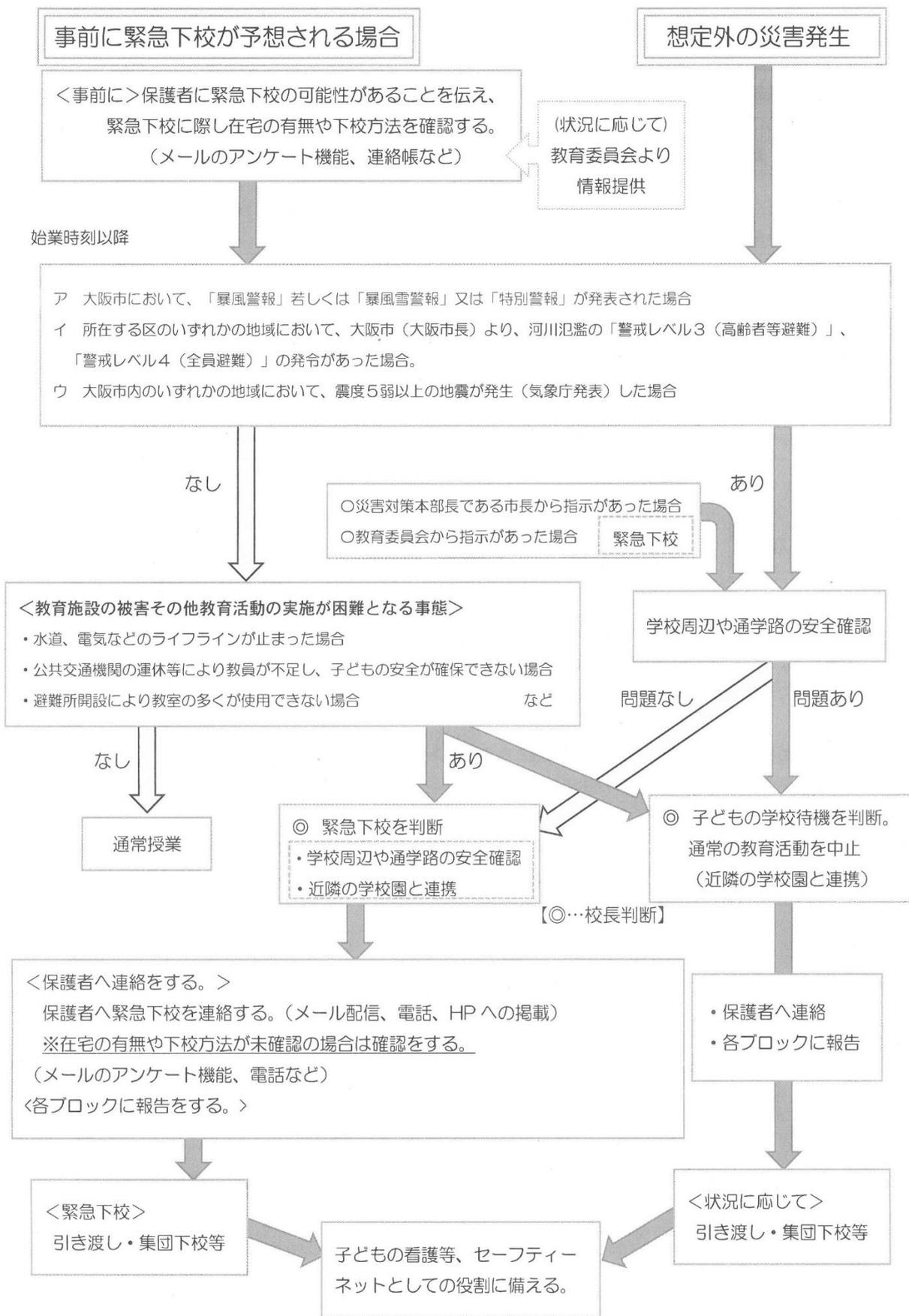
「非常変災時の措置フローチャート」(幼稚園)



「非常変災時の措置フローチャート」 (小中学校・義務教育学校)



「非常変災時の措置フローチャート」 (小中学校・義務教育学校)



◆資料 安否確認

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は、児童生徒等の安否確認が必要です。大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく必要があります。また、直接家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられますが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要です。地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておくことも考えておきましょう。

1 安否確認の内容と教職員の対応

安否確認で確認する項目や学校からの連絡の内容については下記のような例が考えられますが、児童生徒等の情報収集と併せ、学校からの情報発信についても伝えておくことが大切です。特に情報通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決めておくことが必要です。

安否確認の内容(例)	
<input type="checkbox"/>	児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/>	被災状況 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/>	居場所(避難先)
<input type="checkbox"/>	今後の連絡先・連絡方法

勤務時間外であっても、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などに基づき、児童生徒等の安否確認をすることが求められます。参集の基準や分担についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認できるようにしておくことが大切です。

教職員の非常参集体制と安否確認(例)					
参集体制	学区内の震度	安否確認	児童生徒等在宅時		登下校時
			電話○	電話×	
第四次参集	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
第三次参集	5強 5弱				
第二次参集	4 被害あり	×	行わない		行わない
第一次参集	4		行わない		行わない

2 連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられます。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われています。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができます。また、学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報を交換することなども考えておきましょう。



(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)

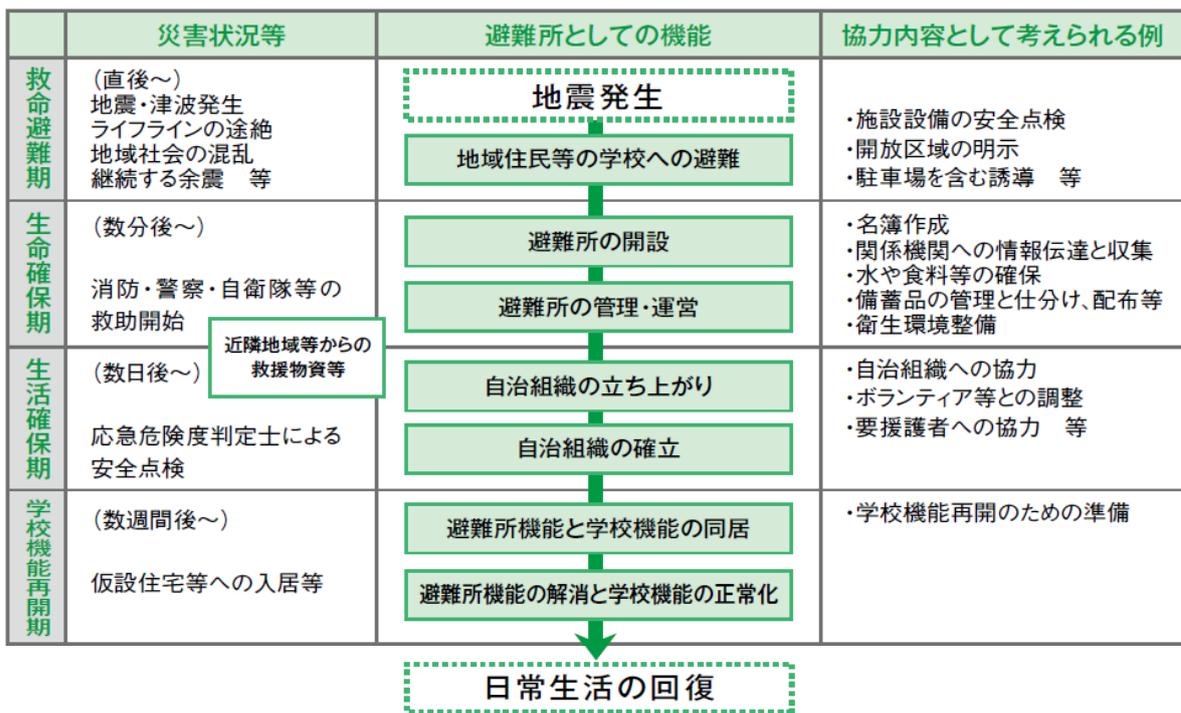
◆資料 避難所協力など

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定されます。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要です。

教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス(一例)が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく必要があります。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要があります。



(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)